

(一社) 全国定借協会・協会情報

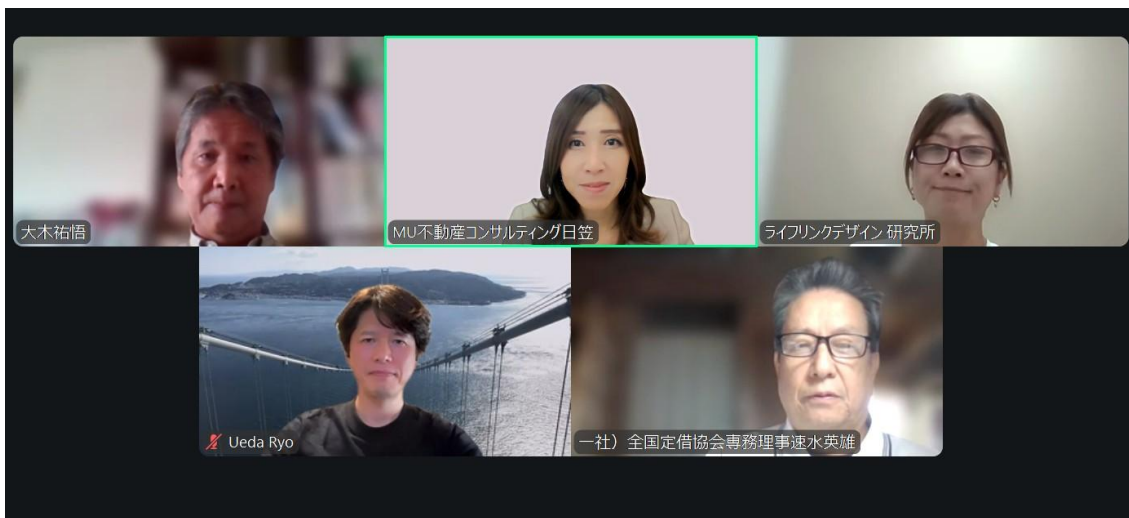
【令和7年11月号】

- (1) 全国定借協会・定借関係団体活動状況
- (2) トピックス
- (3) マスコミ記事等



中秋の名月

●全国定期借地借家協会動向



10月23日オンライン理事会開催しました。11月7日開催予定の総会・理事会でのテーマなどについて意見交換等を。

テーマは、今後の運営について（理事の役割分担・今後の活動スケジュール・各支部の活動計画等）11月7日は14時～理事会開催し、16時から総会、17時過ぎから懇親会の予定です。令和8年度の活動計画ですから有意義な会議にしたいです。

●徳島定借協会動向！

年内での研修開催等検討中です。地域自治体等との交流を通じて、地域の空き家利活用等推進や地域活性化を推進したいです。

新しい政府発足し、地方創生を地域自ら推進できるように、公有地利活用・空き家再生等へのチャレンジを期待したい！

●九州定借機構動向

10月3日ホテルオークラ福岡で、三好不動産三好社長（九州定借機構理事長）の旭日小綬章受賞記念祝賀会が開催されました。

不動産賃貸住宅協会関係者等400名余りの方々が御参加されました。九州定借機構理事の皆様方も。三好社長のこれまでの功績の賜物かと、関係者の一人として大変嬉しく思いました。又、宴・二次会では普段お会いできない協会会長らと懇談出来て大変有意義な日となりました。三好社長には引き続き定借協会・定借機構の推進に御支援を期待したい！



●沖縄定借機構動向

今回の研修会は、11月19日開催予定です。

講師は、住宅評論家の本多氏で、沢山の参加者を期待したいです。

令和7年9月吉日

関係者各位

NPO 法人沖縄定借機構
理事長 速水英雄

【NPO 法人沖縄定借機構 研修会開催】

拝啓 新秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度沖縄定借機構の研修会を下記日程で開催いたします。

皆様におかれましては大変ご多忙だと思いますが、日程調整頂きまして御出席をお願い致します。

敬具

日時 令和7年11月19日(水)

会場 沖縄産業支援センター 小会議室 310 TEL 0988596234

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831-1

●研修会 15時～16時40分(休憩10分含む) ※14時30分より受付

(テーマ) 《 首都圏でのマンション(定借含む)市場動向等について 》

講師 本多信博 住宅評論家 前住宅新報編集長

※参加費 定借機構会員(無料) 一般先 3000円

申込先 沖縄機構事務局(天久) ju-1024@jyutaro.co.jp

研修会 1ご出席 2ご欠席 懇親会 1ご出席 2ご欠席

貴社名		ご芳名	
〒	☎	FAX	
—	(住所)	—	—

※懇親会参加予定者名 ()

18時位から会場近くにて開催予定!

●全国定借協会関西支部動向

関西地域の不動産業者等の、空き家・空地利活用推進へ、定借コンサルノウハウ等の取得頂き事業推進を期待したい。

●福井定借事業研究会動向

福井・金沢等北陸地区から定借案件供給事案が出ています。

地域の空き家・遊休地等の定借利活用促進を期待しています。

●岡山定借事業研究会動向

地域活性化へ、空き家利活用事業等の推進に注力されています。

地域にあった、定借等の事業が促進されることを願っています！

●中国地区空家空地利活用研究会動向！

空き家再生事業推進や自治体等の公有地利活用を推進されています。※定借利活用等！

引き続き中国地区での定借等の推進に尽力頂きたい！

●全国定借協会東海支部動向！

10月21日名古屋市内で東海支部の講習会を開催しました。

10数名の参加でしたが、参加者も参加しての定借事業あるあるのQ&A等内容ある講習会になりました。

藤岡支部長からは、今後も年2回位の講習会を開催していきたいとの表明もありました。



【トピックス】

◎常時空き家コンサルタント養成講座（オンライン開催）

◎定例（月1回（一社）全国定借協会 役員オンライン会議

- 11月7日 （一社）全国定借協会総会・理事会 （東京）
- 11月19日 沖縄定借機構 研修会・理事会 （那覇市）
- 12月10日 九州定借機構 研修会 （福岡市）
- 12月12日 （一社）全国定借協会 理事会 （東京）
- 2月6日 九州定借機構 定借コンサルタント講座（福岡市）
- 2月12日 沖縄定借機構 オンライン研修会 （沖縄）
- 3月6日 神奈川県不動産鑑定士協会 研修会 （横浜市）
- 4月中旬 沖縄定借機構 総会・研修会 （那覇市）

●「令和 7 年度第 2 回公共施設マネジメントセミナー」開催します！※内閣府

内閣府は、「令和 7 年度第 2 回公共施設マネジメントセミナー」を開催いたします。

本セミナーは、「スモールコンセッション」や「分野横断・広域型 PPP/PFI」を切り口に、遊休施設などを対象とした PPP/PFI 手法による施設の再活用や複合化・広域化の実践事例を紹介するセミナーとなっています。

“文化施設”、“廃校”、“遊休地・空き家”など、複数類型におけるスモールコンセッション等の活用事例や、施設の複合化、自治体横断による PPP/PFI の事例について、実践者の方々による講演を行います。

このセミナーを契機に、地域内の遊休施設や既存の公共施設を見直し、官民連携による利活用の可能性を検討する一歩を踏み出していただけるよう、ぜひご参加ください！

日 時：令和7年11月14日（金） 13:00～17:00

（ご関心のあるプログラムのみのご参加も可能です！）

参加方法：ZOOM

対 象：地方公共団体職員、民間事業者等

申込期間：令和7年10月3日（金）～令和7年11月11日（火）

17:00

申込方法：下の URL 又はチラシに記載の QR コードより、ご登録ください。

<https://forms.office.com/e/czSUzUppaD?origin=lprLink>

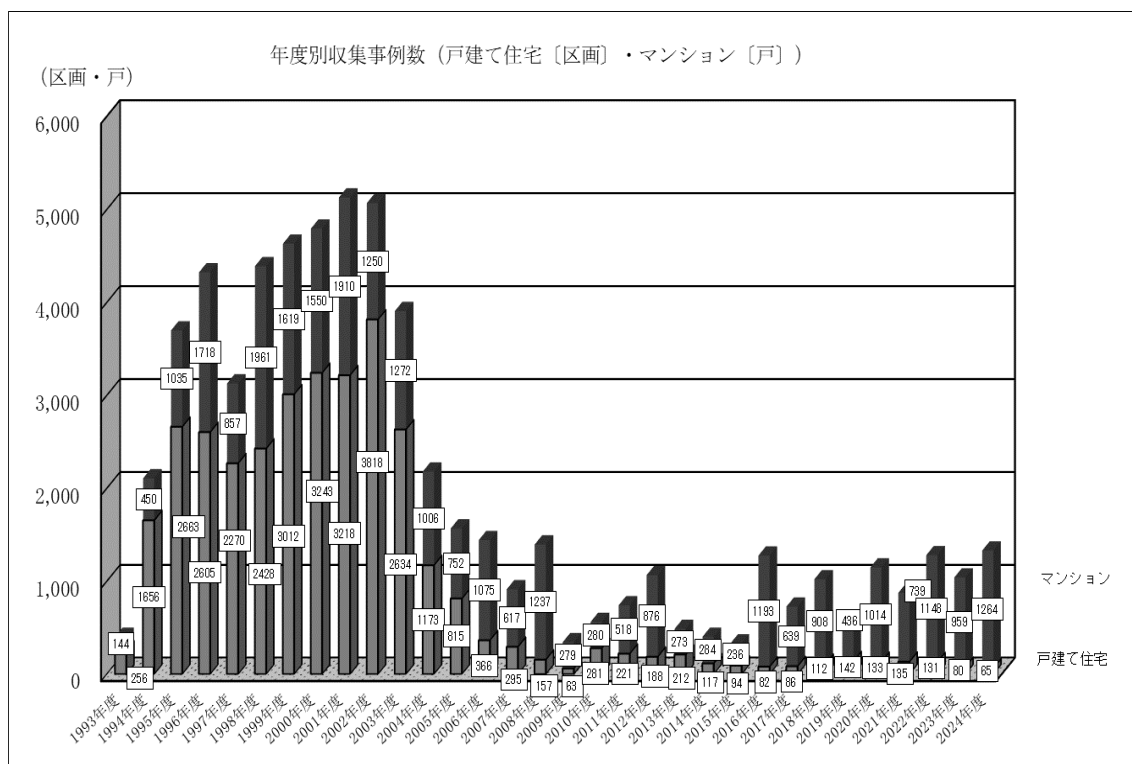
関

連

HP：https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/seminar/r7seminar2_index.html

問合せ先：チラシに掲載しております。

● 2024年度 定借住宅（区画）・マンション（戸数）



2024年度総計 33 件 1264 戸 (マンション)

2024年度総計 35 件 65 区画 (戸建住宅)

● 認知症対策の家族信託の事例

認知症や脳卒中などで意思判断能力がなくなって民法上の契約行為ができなくなり、不動産の売買や賃貸、孫に対する贈与などの契約行為そのものができなくなることに備えて、意思能力のはっきりしているうちに対策を打つことが重要であります。

家族信託を活用した事例の紹介

不動産の相続・贈与・売買には、不動産登記のための登録免許税や不動産取得税がかかりますが、信託登記の際にもこれらの税金がかかります。もっとも信託登記の際には非常に低い税率になっています。

◎賃貸物件を複数所有するケースで、子2人にそれぞれの物件を家族信託に

(1)現状

2棟のアパートを所有して賃貸住宅経営をしています。建築会社の関連会社で一括借り上げをしてもらっていないので、自身で不動産会社にその都度連絡して入居者募集や賃貸契約、入れ替わりの際の改修の手配などをしてきました。80歳になるのを機会に家族信託を利用して、長男と長女のそれぞれに1棟ずつのアパートの管理を

任せたいと考えています。

(2) 現状のままある日突然認知症になると

家族信託などの手続きを何もしないまま、ある日突然認知症や脳梗塞などで意思判断能力がなくなると、法的には家族は本人の代わりに契約行為を行うことができません。当然、将来の大規模修繕や建替え、売却などができなくなります。現実には長男や長女が本人に代わって入居者の入れ替わりの契約を実行していることも多く見受けられますが、第三者と法的な争いになった場合に不都合を生ずることになります。

(3) 家族信託をしておく

本人が委託者かつ受益者となって、1棟の賃貸アパートについて長男を受託者とする信託契約をします。同様にもう1棟の賃貸アパートについて長女を受託者とする信託契約をします。本人が認知症になっているなっていないにかかわらず、それぞれの物件の管理をそれぞれ長男と長女が行うこととなります。長男と長女はそれぞれの物件から入る賃貸料収入を管理するための通帳を作成し、入金管理や費用の支払いをこの通帳を通じて行い、委託者かつ受益者である本人に適時報告を行い、本人の指示に応じてその資金を本人に渡

すこととなります。大規模修繕や建替え、売却、賃貸借契約、建物管理委託契約などを本人に代わって行うこととなります。

信託契約書に将来本人が死亡したときには、それぞれの物件を長男及び長女がそれぞれ受益者となるとしておくと、自動的にそれぞれの物件をそれぞれが単独で相続することとなります。

◎信託登記にかかる税金は非常に安い

不動産の登記をするときには登録免許税が課税され、不動産が移転すると不動産取得税が課税されます。しかし、信託登記は実質的な所有者を移転せずに信託行為をするための権利の移転のみが行われますので、これらの税金は非常に低いか非課税とされています。

最終的に相続人等に移転する場合には、通常の登録免許税が課税されますが、もともと相続の際の登録免許税は売買や贈与に比べると低い税率です。また、相続の際には不動産取得税は非課税です。

◎司法書士の報酬

司法書士事務所の報酬はその司法書士事務所の規定によりますが、30万円くらいから様々です。実際に実行するには家族信託を数多く手がけている司法書士や司法書士法人に依頼するのがよいでしょう。

※税理士法人今仲清事務所ネットワーク情報より掲載

●「空き家対策の推進に関する官民連携イベント（東北エリア）」を実施！

～空き家対策における地方公共団体と不動産事業者の連携を強化～

国土交通省では、官民一体となった空き家対策の推進を目的に、

「空き家対策の推進に関する官民連携イベント」を実施します。

今回は、東北地方整備局管内の地方公共団体と不動産事業者等を対象にイベントを開催します。

不動産事業者の方々の積極的なご参加を期待します。

1. 日時 令和7年11月20日（木）14:00～17:00

2. 会場 東京エレクトロンホール宮城 601大会議室（宮城県
仙台市青葉区国分町3-3-7）

3. 参加対象者

①東北地方整備局管内の地方公共団体の空き家対策ご担当者等

（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）

②上記の地域で不動産事業を行っており、当該地域の地方公共団体との連携を希望している不動産事業者等※参加枠に限りがございますので、1事業者1名様に調整させていただく場合があります。

4. 参加費 無料（交通費等をご負担をお願いします。）

5. 内容

本イベントでは、連携先や連携のあり方を模索されている東北地方整備局管内の地方公共団体と、これらの地域での連携を検討されている不動産事業者等の皆様にご参加いただき、官民連携事例の紹介等のほか、情報交換やマッチングの機会を設ける予定です。

6. 申込方法

参加希望の方は、下記 URL より参加申込フォームに必要事項をご記入の上、お申込みください。

申込締切：令和7年11月14日（金）

【参加申込フォーム】 <https://forms.office.com/r/7u0p6PTi8s>

令和7年10月9日
不動産・建設経済局不動産課「空き家対策の推進に関する官民連携イベント」を実施します
～空き家対策における地方公共団体と不動産事業者等の連携を強化～

官民一体となった空き家対策の推進を目的に、「空き家対策の推進に関する官民連携イベント」を実施します。今回は、東北地方整備局管内の地方公共団体と不動産事業者等を対象にイベントを開催し、今後も継続的な開催を目指します。不動産事業者等の方々の積極的なご参加を期待します。

1. 日時 令和7年11月20日（木）14:00～17:00
 2. 会場 東京エレクトロンホール宮城 601 大会議室
（宮城県仙台市青葉区国分町3-3-7）
 3. 参加対象者
 - ①東北地方整備局管内の地方公共団体の空き家対策ご担当者等
（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 - ②上記の地域で不動産事業を行っており、当該地域の地方公共団体との連携を希望している不動産事業者等
※参加枠に限りがございますので、1事業者1名様に調整させていただく場合があります。
 4. 参加費 無料（交通費等はご負担をお願いします。）
 5. 内容
本イベントでは、連携先や連携のあり方を模索されている東北地方整備局管内の地方公共団体と、これらの地域での連携を検討されている不動産事業者等の皆様にご参加いただき、官民連携事例の紹介等のほか、情報交換やマッチングの機会を設ける予定です。
 6. 不動産事業者向けお申込フォーム（期限：令和7年11月14日（金））
<https://forms.office.com/r/7u0p6PTi8s>
※お申込にあたっての詳細やご留意点は別紙をご参照下さい。
※地方公共団体の皆様には、別途直接ご案内しております。
- <参考>
別紙① 不動産事業者へのご案内（東北エリア）
別紙② チラシ官民連携イベント（東北エリア）



<問合せ先>

【イベントの趣旨について】

不動産・建設経済局 不動産課 葛西、石野
代表 03-5253-8111（内線 25-116、25-119）

【申込方法、イベント内容等について】

三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（事務局）
政策研究事業本部・経済財政政策部 鈴木、柏崎、大谷
メール：akiya-info@murc.jp

マスコミ記事他

【※各種案内等】

彼方の空

住宅評論家 本多信博

◇193

不動産経済研究所の調査によると、今年上半年(1-6月)の首都圏マンション供給戸数は8053戸で、昨年同期(9066戸)に比べ11.2%減少した。ただし、うち定期借地権マンションは634戸で、昨年(1699戸)の3.8倍と大幅に増加している。同期では1500~2000戸の見込みだ。首都圏での供給は16年頃から増え始め、20年以降は東京23区に集中している。

最高の利用価値提供

「所有」との比較脱却

地代前払い効果

20年以降、東京都心部で定期借地権マンションの供給が増加している要因は、大手ディベロッパーによる「地代前払い方式」が土地所有者の熱い注目を集め始めたことだ。同方式は借地期間中の地代の全部(または一部)を一括して前払いするとうもの。超好立地、二度と手に入らないような土地がターゲットとなる。当然、定借といえども分譲価格は所有権付きとあまり変わらない。

新富裕層

アペノヒックスとコロナ下で実施された大規模な金融緩和を背景に、株や金、不動産などのおもな資産を大きく膨らませた人たちが、「新富裕層」と呼ばれている。従来からの旧資産家は更に資産を拡大させ、準富裕層から富裕層へ、富裕層から超富裕層へと位を

上げていく。それらの資産を相続した3世代目も登場し始めた。低金利を背景に成功したサラリーマン投資家も新富裕層に含まれる。

定借マンションの未来



首都圏の新築マンション市場は依然として価格の右肩上がりが続いている。購入者の大半が富裕層と投資家だ。定期借地権マンションもその点にはあまり変わらない。市場は「価格」から「価値」へと評価が変わり始めている

もの「魅力」をアピールしていく時代だ。本質は何か

人口減を背景に今後、マンションという都市型集合住宅の供給は抑制されていく。量を追うのではなく、個々の物件価値を高める方向への転換である。定借も所有との比較ではなく、その仕組み自体がもつ本質的魅力を深掘りしていくべきである。それが定借の未来を担保していく。

では、定期借地権マンション

の本来の魅力とは何か。それは、「人生の未来設計を築く」ということだ。「真骨は仮住まい、持ち家は一生」といつ懸念したかまの古い思考から脱却して、人生をプロジェクトに戦略的に生きていくための住まいとなる。借地期間が終了すれば資産価値ゼロというマインド思考ではなく、有期限の資産だからこそ、それを使い切るという楽しさがある。そもそも人生は期限付きで一度しかないので、掛け替えないものとなる。それと同じように住まいとしての資産も期限があるからこそ、それを戦略的に使い切る楽しさがあり意義がある。

ちなみに、今の富裕層は住まいにどのような価値観を抱いているのだろうか。それを筆者は知る由もないが、おそらく専有面積は100~200㎡程度をイメージしているだろう。ライオンズクラブ的な100㎡程度の2LDKも考えられる。70~80坪の従来型マンションは彼らの眼中にない。

富裕層に限らない。「人生は楽しむための勝利」といわれるように、「住まいも人生を楽しむための基礎」と捉えられ、70年先までも所有権をもつていく必要はないように思われる。

総合

【9月23日・住宅新報記事より】

彼方の空

住宅評論家 本多信博

◇195

普通借家権が存続する限り、定期借家権の普及拡大はおぼつかない。なぜなら普通借家権は1941(昭和16)年の正当事由制度導入以来、84年も続く賃貸借契約の存在となつてきているからである。事業者(仲介・管理会社)にとつてはなんの違和感もないし最も習熟した事業スキームである。しかし、その常識もそろそろ見直すべきであろう。

埋もれる魅力

定期借家権よりも年早く創設された定期借地権は、普通借家権でも限られた土地が、実際は「2年更新」が慣習となつてくる。改めると、「2年」の換例は10年あるのだろうか。筆者は、住まいの契約としては短過ぎるものを感じた。

家賃上昇の今こそ 借り手には究極の価値

定期借家権よりも年早く創設された定期借地権は、普通借家権でも限られた土地が、実際は「2年更新」が慣習となつてくる。改めると、「2年」の換例は10年あるのだろうか。筆者は、住まいの契約としては短過ぎるものを感じた。

分譲価格の高騰で住居購入を足止めされた人たちが賃貸住宅市場にあつた。一方、建築費や贈物値上昇を受け、オーナー(家主)は家賃の値上げを要請せざるを得なくなつてきた。しかし、普通借家権は居住者(借り手)の保護を主眼としているため、簡単に値上げはできない。通常は管理会社が更新時に値上げ交渉を行うが、すんなりと受け入れてくれる借り手は少ない。

オーナーが最も恐れるのは、このまま何年も値上げができないまま借り手が住み続けることだ。そのときになつて、定期借家権にしておかない。

この1つは契約期間がフリーであることだ。借地権法第29条で普通借家権の契約期間は下限が1年以上7年以内であるが、定期借家権は下限も上限も規制はない。普通借家権でも限られた土地が、実際は「2年更新」が慣習となつてくる。改めると、「2年」の換例は10年あるのだろうか。筆者は、住まいの契約としては短過ぎるものを感じた。

定期借家権、再考



借手ニーズに応じて契約期間が個々に決められるならば賃貸住宅市場には新たな活気が生まれ、それを可能にするのが定期借家権である。その最大のメリットは貸し手・借り手双方にメリットをもたらす契約が可能になることだ。

定期借家契約は地主が旧来のオーナーに限らず、今後一段と増えそうなサラリーマン(個人)投資家にとつても魅力だ。賃料収益確定のメリットも大きい。家賃滞納クレームなどの懸念が少しでもある借り手は契約期間を1年未満にして、賦行期間とするのがよい。一般の居住者にとつても全戸定期借家契約の賃貸住宅であれば不良入居者を追い出すことができ、そうした機能をもつてこそ集合住宅にとって究極の価値となる。

総合

彼方の空

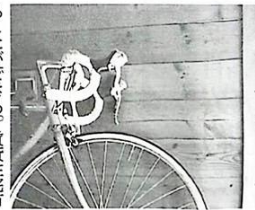
住宅評論家 本多信博

◇196

ながさきついでかきまて
だが、賃貸でもそのデッキ
2階のベランダで外気に触れ
ながら読書したり、夕焼け
を眺めながらビールを飲んだ
りすることがある。

意匠権を取得

ワンダーデハイスのデザイ
ンは戸建て住宅として他社が
マネできない意匠権を取得し
ており、今回のテラスハウス
型賃貸住宅にも独自の意匠権
が盛り込まれるので、オー
ナーは他物件との差別化を図
ることが出来る。賃貸住宅市
場は今後10〜30歳人口の減少
(20〜50年で30%減)で激し



写真② 筆者の自転車を掛
けたデッキ

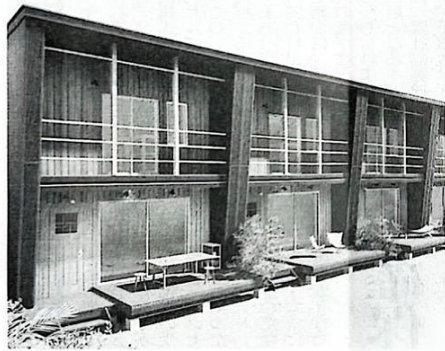
ログでテラスハウス 大らかな暮らし実現

採用されたワンダーデハ
イスは、ガルバリウム鋼板によ
る外観と、柔らかな表情を見
せる木の正面デザインとのコ
ントラストが映える都市型ロ
グハウスだ。室内はもっちり
無垢材をかんたんに使った内
装で、入居する人のワクワク
感を醸し出す間取りとなっ
ている(写真①)。

これまで賃貸住宅が経営
効率や相対策の観点から建
造コストを削減する傾向が
強かったが、近年は、夜でもピアノ
などの楽器演奏が楽しめる防音
マンションや愛車と暮らすガ
レージハウスなどコンセプト
型も新たな潮流となりつつあ
る。

もともと天然の無垢材を
使ったログハウスには、住む
人の心を解放し、人に優しく
なれる「気」が満ちている。
その人の心を自然に戻す解放
感が入居者間のコミュニ
ティ育成を助ける効果が期
待される。BESSの家の特
徴はデッキを通じて、外とつ

BESS 賃貸に挑む



「賃貸でBESSに挑む」
BESSファンの長年の
夢でもあった願いが遂に実現
する。

更にこれまでの賃貸では叶
えられなかった「1」でも釘
が打てる「DIYが可能な壁
スペースを設ける」こともオー
ナーに提案していく(写真
②)。「気に入れば、前の入居
者が作ったものをそのまま残
していてもいい。そんな柔軟な賃貸暮らしを提
供していきたい」とも話す。

総合



写真① 千代木が暮らす遊心
なデッキの隅

【10月14日 住宅新報記事より】

彼方の空

住宅評論家 本多信博

◇197

マンションの外観は各住戸のバルコニーが並ぶ画一的な表情が特徴。戸建てのまちに住む人の趣味や感性を外からうかがうことはできない。訪問先の部屋番号を押しつけてエンタメを解錠してもらうオートロックシステムはセキュリティを重視する集合住宅の象徴だ。つまり戸建て以上に、部外者を拒絶する閉鎖性が強い。そこにマンション固有の思想がある。

供給減に変革の兆し

閉鎖性には死角も

マンションを求めるといって、その閉鎖性は防犯機能を保つ必要悪である。なまじり、特に高層マンションの閉鎖性は「子供が外で遊ぶなら」などの批判もあるから。しかし、郊外の戸建て住宅に住む高齢者が駅前のマンションに移住するケースが多いのも「鍵1つで安心して外出ができる」という利点があるからだ。郊外の戸建てはなぜ玄関の鍵をかけたままマンションから侵入されるリスクがある。

縮小する市場

たまたま、気になるのは、こうした利便性・機能性重視の都市型集合住宅として発展してきたマンションだが、「数百年は市場の縮小が自立的。首都圏(都三県)における新築マンションの供給戸数は09年の9万6000戸をピーク

に減少傾向が続き、今年はその連続で9万戸割れとなる見込みだ。ただ、その要因が今一つはっきりしない。

首都圏の人口は20年頃から微減状況にあるものの、世帯数は依然増加している(グラフ参照)。この10年に限って言えば価格高騰が主な要因とみられるが、供給が減少し始めたのは20年以上も前からだ。つまり考えられる根本原因としては、マンションも他の商品と同様に「大量生産・大量販売」の時代が終焉

に近づきつつあるという点ではないか。顧客ターゲットを絞った新たな付加価値づくりが始まっているのかもしれない。

マンションでの埋没性を求める人たちは、その好みや感性は多岐にわたる。躯体はコンクリートでも内装は無垢材や珪藻土など自然素材にしたいという、健康志向派もいれば、床やキッチン、浴室、トイレなどすべてを大理石という高級志向の人をいざなう。夜でも歩音が響く防音

室が欲しいという音楽愛好家もいれば、友人を招き入れる広いパティオを欲しているという社交派もいる。

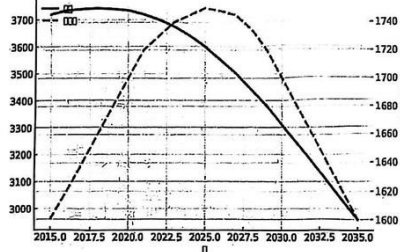
このようにいえば、これからのモデルムには従来のような面積と部屋数にこだわらず、パターンにはずさず、それぞれの顧客の趣味や希望、感性に訴える「カスタム」パターンを提示すべきだろう。

◇ ◇

マンションの根本思想「閉鎖性」にも課題がある。広島大学名誉教授で比較建築学者の町田宗鳳氏はこう指摘する。「マンション」を現代の住まいと見ると、人間と外部の自然を遮断するものが快適性を高めるための設備のみに設計されている。そして閉鎖空間で一生の大半を過ごすことになる人間性が育ってしまつた。空気がこもり、

マンションの思想

首都圏の人口と世帯数の推移(15~35年)
 実線=人口(左目盛・万人) 破線=世帯(右目盛・万世帯)



筆者も住まいが備えるべき重要な要素は、自然をとり取り入れるかたを願う。マンションでも低層階であればバルコニーを通じて、1階などの専用庭を使って四季の変化を捉えるハンギングサインが可能だ。そして、高層階はそうした工夫が難しい。マンションについては、大きな設備に

総合

【10月21日 住宅新報記事より】

一般社団法人 全国定期借地借家協会

定期借地・定期借家制度の健全な普及と正しい理解のために

当協会は、定期借地・定期借家制度の普及と正しい理解を通じて、
安心して土地と住宅を活用できる社会の実現を目指しています。
各地域の専門家、事業者が連携し、制度の研究・啓発・支援を行う全国組織です。



【協会について】

設 立：2024年1月26日（※法人前の全国連携組織の定借機構は約30年活動）
目 的：定期借地・定期借家制度の普及と正しい理解の促進
役 割：制度研究・普及・政策提言・会員交流、支援など
会員構成：不動産事業者、設計事務所、専門家など
顧 問：弁護士、税理士、司法書士、不動産鑑定士など不動産の専門家多数

【これまでの取り組み】

- ・全国各地でのセミナー・シンポジウム開催
- ・相談受付、意見交換など
- ・全国の定借関連機構との意見交換会議

～今後の方向性～

- ・年2回のセミナーと地域ごとの講習会
- ・実務者教育・次世代人材育成
- ・会員事例視察ツアーによる事例紹介
- ・個別相談窓口の拡充



【入会について】

- ・年会費：30,000円（詳細はお問い合わせください）
- ・セミナー、講演会の優遇料金/理事への一般相談/各地域との連携など
- ・jimukyoku@teishaku-pro.orgまでお問い合わせください。

一般社団法人 全国定期借地借家協会

事務局：ライフリンクデザイン研究所宛

東京都新宿区西新宿7-1-12 クロスオフィス新宿2階 ライフリンクデザイン研究所内

TEL：03-6373-4236 HP：https://teishaku-pro.org/ mail：jimukyoku@teishaku-pro.org



※憲政史上初の女性首相誕生・高市内閣発足